



WORLD  
INTELLECTUAL  
PROPERTY  
ORGANIZATION

PCT

# 国際特許制度 2004

## PCT 年次報告



The Smart Patenting Solution  
[www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en)

# 国際特許制度 2004 PCT 年次報告

## 目次

はじめに.....	1
PCT 締約国 .....	2
2004 年における国際特許出願件数 .....	3
出願上位国 .....	6
発展途上国からの出願 .....	6
上位出願人 .....	7
受理官庁としての国際事務局.....	7
電子出願.....	8
国際調査及び予備審査 .....	10
出願／公開の言語 .....	11
技術分野.....	12
2004 年に国際事務局で受理した記録原本件数 .....	13
世界中で開催された PCT セミナー及びプレゼンテーション .....	15
2004 年における PCT の主な進展 .....	15

## はじめに

特許協力条約（PCT）制度は、発明者及び産業界に対して国際的な特許保護を得るための簡略化され、かつ経済的なルートを提供するものである。PCT に基づく一つの「国際」出願を行うことにより、125 を超える国々のそれぞれにおいて同時に発明の保護を求めることができる。出願人及び PCT 加盟国の特許庁はともに、関連技術及び発明の特許性についての評価を早期に得ることができ、また、一元化された国際公開や簡素化された方式要件によって、多くの恩恵を受けることができる。上述の評価は、様々な指定官庁における国内特許の取得手続を継続するべきか否かを判断する上でより有利な環境を出願人に提供するものであり、特許庁にとっても特許を付与するか否かを判断する上で極めて有用である。

世界知的所有権機関（WIPO）は、PCT 出願件数の総計が 100 万件に達した祝福すべき 2004 年における PCT に基づく活動の成果をここに公表する。

## PCT 締約国

2004 年には、新たに 1 つの締約国が PCT に拘束されることになった—サン・マリノ（2004 年 12 月 14 日）—その結果、2004 年 12 月 31 日までに PCT に加盟した国の数は、次の 124 となった：

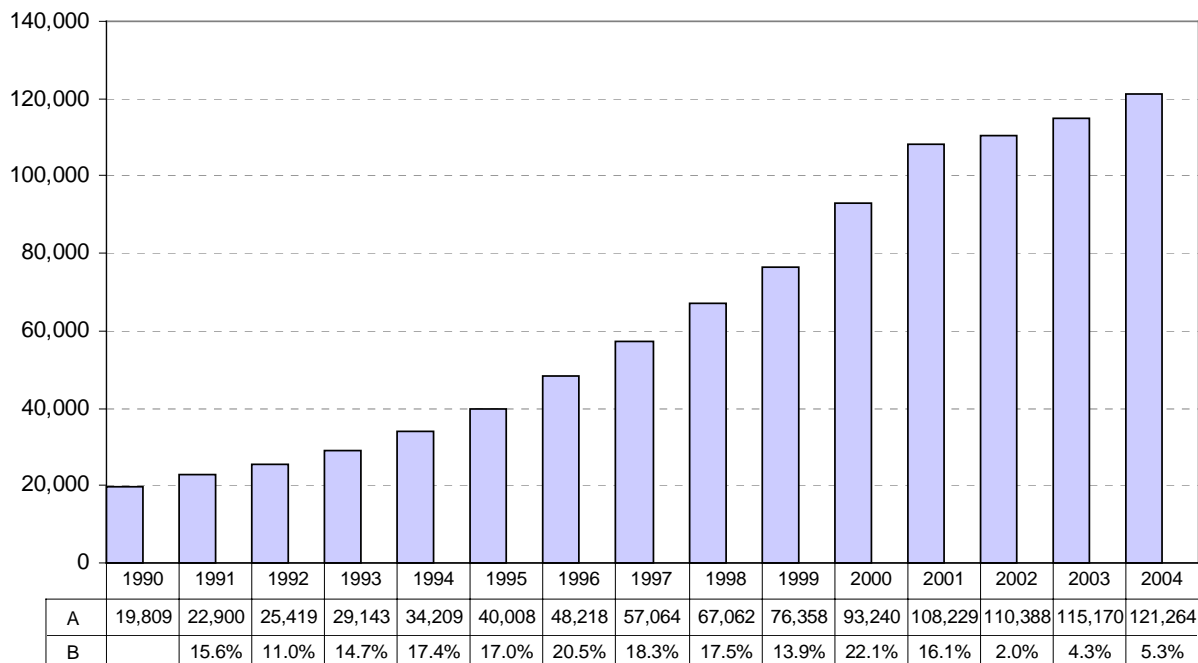
アルバニア	デンマーク	マダガスカル	スロヴェニア
アルジェリア	ドミニカ	マラウイ	南アフリカ
アンティグア・	エクアドル	マリ	スペイン
バールブーダ	エジプト	モーリタニア	スリ・ランカ
アルメニア	赤道ギニア	メキシコ	スーダン
オーストラリア	エストニア	モナコ	スワジランド
オーストリア	フィンランド	モンゴル	スウェーデン
アゼルバイジャン	フランス	モロッコ	スイス
バルバドス	ガボン	モザンビーク	シリア・アラブ共和国
ベラルーシ	ガンビア	ナミビア	タジキスタン
ベルギー	グルジア	オランダ	マケドニア
ベリーズ	ドイツ	ニュー・ジーランド	旧ユーゴー
ベナン	ガーナ	ニカラグア	スラヴィア共和国
ボスニア・	ギリシャ	ニジェール	トーゴ
ヘルツェゴヴィナ	グレナダ	ノールウェー	トリニダード・トバゴ
ボツワナ	ギニア	オマーン	チュニジア
ブラジル	ギニア・ビサオ	パプア・ニューギニア	トルコ
ブルガリア	ハンガリー	フィリピン	トルクメニスタン
ブルキナ・ファソ	アイスランド	ポーランド	ウガンダ
カメルーン	インド	ポルトガル	ウクライナ
カナダ	インドネシア	大韓民国	アラブ首長国連邦
中央アフリカ共和国	アイルランド	モルドヴァ共和国	英国
チャード	イスラエル	ルーマニア	タンザニア連合共和国
中国	イタリア	ロシア	米国
コロンビア	日本	セント・ルシア	ウズベキスタン
コンゴ	カザフスタン	セント・ヴィンセント	ヴィエトナム
コスタ・リカ	ケニア	及びグレナディーン諸島	ザンビア
コートジボアール	キルギス	サン・マリノ	ジンバブエ
クロアチア	ラトヴィア	セネガル	
キューバ	レソト	セルビア及びモンテネグロ	
キプロス	リベリア	セイシェル	
チェッコ	リヒテンシュタイン	シエラ・レオーネ	
朝鮮民主主義人民共和国	リトアニア	シンガポール	
	ルクセンブルク	スロヴァキア	

ただし、2005 年 2 月までに PCT に加盟した締約国の数は、コモロ（2005 年 1 月 3 日）及びナイジェリア（2005 年 2 月 8 日）の加盟によって 126 となった。コモロとナイジェリアはそれぞれ 2005 年 4 月 3 日及び 2005 年 5 月 8 日に PCT に拘束されることになった。

## 2004 年における国際出願件数

2004 年には 121,264 件の国際出願が行われ、2003 年に対して 5.3% の増加となった。以下の表は 1990 年以降の国際出願件数の伸びを表すものであり、国際出願日に基づく国際出願件数の総計 (A) と前年比 (B) を示す。

1990 年以降の国際出願件数



国別<sup>1</sup>の出願件数は以下のとおり。

2004 年における国別の国際出願件数  
及び全体に占める百分率

国名 <sup>1</sup>	出願件数	全出願に占める%
US 米国	42,713	35.2
JP 日本	20,167	16.6
DE ドイツ	15,214	12.5
FR フランス	5,115	4.2
GB 英国	5,039	4.2
NL オランダ	4,196 <sup>2</sup>	3.5
KR 大韓民国	3,553	2.9
CH スイス	2,837	2.3
SE スウェーデン	2,831	2.3
IT イタリア	2,189	1.8
CA カナダ	2,107	1.7
AU オーストラリア	1,846	1.5
CN 中国	1,704	1.4
FI フィンランド	1,676	1.4
IL イスラエル	1,229	1.0

[次頁に続く]

1. PCT 願書において最初に記載された出願人の居住国に基づく。
2. オランダ領アンティルの出願 2 件を含む。

[2004年における国別の国際出願件数及び全体に占める百分率 続き]

国名	出願件数	全出願に占める%	
DK	デンマーク	1,050	0.9
BE	ベルギー	831	0.7
ES	スペイン	823	0.7
AT	オーストリア	713	0.6
IN	インド	667	0.6
RU	ロシア	472	0.4
NO	ノールウェー	466	0.4
SG	シンガポール	423	0.3
ZA	南アフリカ	401	0.3
NZ	ニュー・ジーランド	342	0.3
IE	アイルランド	296	0.2
BR	ブラジル	278	0.2
HU	ハンガリー	135	0.1
LU	ルクセンブルク	120	0.1
MX	メキシコ	118	0.1
TR	トルコ	114	0.1
PL	ポーランド	107	0.1
CZ	チェッコ	94	0.1
UA	ウクライナ	87	0.1
GR	ギリシャ	78	0.1
HR	クロアチア	76	0.1
SI	スロヴェニア	62	0.1
EG	エジプト	53	<0.1
PT	ポルトガル	48	<0.1
LI	リヒテンシュタイン	47	<0.1
MY	マレーシア <sup>3</sup>	45	<0.1
IS	アイスランド	42	<0.1
CY	キプロス	39	<0.1
SA	サウディ・アラビア <sup>3</sup>	32	<0.1
YU	セルビア及びモンテネグロ	29	<0.1
BY	ベラルーシ	27	<0.1
BB	バルバドス	26	<0.1
SK	スロヴァキア	26	<0.1
BG	ブルガリア	24	<0.1
CO	コロンビア	22	<0.1
BS	バハマ <sup>3</sup>	20	<0.1
CU	キューバ	18	<0.1
MC	モナコ	18	<0.1
AE	アラブ首長国連邦	15	<0.1
PA	パナマ <sup>3</sup>	14	<0.1
RO	ルーマニア	14	<0.1
BM	バーミューダ <sup>3</sup>	12	<0.1
LV	ラトヴィア	11	<0.1
MU	モーリシャス <sup>3</sup>	11	<0.1
PH	フィリピン	11	<0.1
AR	アルゼンチン <sup>3</sup>	10	<0.1
EE	エストニア	10	<0.1
TH	タイ <sup>3</sup>	10	<0.1
EC	エクアドル	9	<0.1
LT	リトアニア	9	<0.1

[次頁に続く]

3. PCT 締約国ではないが、当該国（又は他の非 PCT 締約国）の国民及び／又は居住者は、PCT 締約国の国民及び／又は居住者とともに PCT 出願を行うことができる。

[2004年における国別の国際出願件数及び全体に占める百分率 続き]

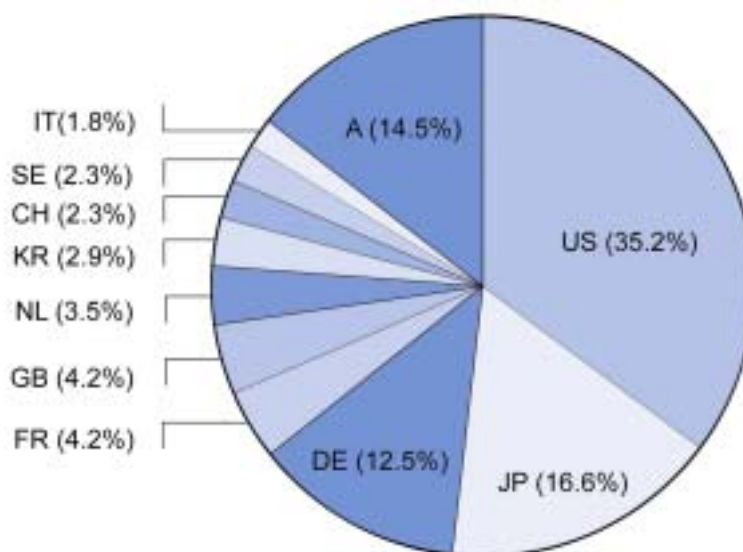
国名	出願件数	全出願に占める%	
KY	ケーマン諸島 <sup>4</sup>	8	<0.1
VG	バージン諸島 <sup>4</sup>	8	<0.1
CR	コスタ・リカ	7	<0.1
KE	ケニア	7	<0.1
MA	モロッコ	7	<0.1
DZ	アルジェリア	6	<0.1
KZ	カザフスタン	6	<0.1
AZ	アゼルバイジャン	5	<0.1
BZ	ベリーズ	5	<0.1
CL	チリ <sup>4</sup>	5	<0.1
GE	グルジア	5	<0.1
ID	インドネシア	5	<0.1
SY	シリア・アラブ共和国	5	<0.1
TN	チュニジア	5	<0.1
UY	ウルグアイ <sup>4</sup>	5	<0.1
MK	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	4	<0.1
SC	セイシェル	4	<0.1
BA	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	3	<0.1
BO	ボリビア <sup>4</sup>	3	<0.1
KP	朝鮮民主主義人民共和国	3	<0.1
KW	クウェート <sup>4</sup>	3	<0.1
MD	モルドヴァ共和国	3	<0.1
MT	マルタ <sup>4</sup>	3	<0.1
SD	スーダン	3	<0.1
SN	セネガル	3	<0.1
AD	アンドラ <sup>4</sup>	2	<0.1
AM	アルメニア	2	<0.1
CK	クック諸島 <sup>4</sup>	2	<0.1
CM	カメルーン	2	<0.1
LK	スリ・ランカ	2	<0.1
MH	マーシャル諸島 <sup>4</sup>	2	<0.1
VN	ヴェトナム	2	<0.1
AG	アンティグア・バーブーダ	1	<0.1
AI	アングラ <sup>4</sup>	1	<0.1
AL	アルバニア	1	<0.1
BI	ブルンジ <sup>4</sup>	1	<0.1
KG	キルギス	1	<0.1
LB	レバノン <sup>4</sup>	1	<0.1
LR	リベリア	1	<0.1
MG	マダガスカル	1	<0.1
ML	マリ	1	<0.1
NA	ナミビア	1	<0.1
PY	パラグアイ <sup>4</sup>	1	<0.1
QA	カタール <sup>4</sup>	1	<0.1
TT	トリニダード・トバゴ	1	<0.1
VC	セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島	1	<0.1
VE	ベネズエラ <sup>4</sup>	1	<0.1
VU	バヌアツ <sup>4</sup>	1	<0.1
	不明	292	0.2
	合計	121,264	100.0

4. PCT 締約国ではないが、当該国（又は他の非 PCT 締約国）の国民及び／又は居住者は、PCT 締約国の国民及び／又は居住者とともに PCT 出願を行うことができる。

上記の数字は出願人の居住国の受理官庁への出願件数にほぼ相当するが、21.0%（25,474件）の出願は受理官庁としての広域官庁又は国際事務局に行われた。欧州特許庁では全出願の15.2%が受理され、受理官庁としての国際事務局では5.8%が受理されたが、ユーラシア特許庁、アフリカ知的所有権機関及びアフリカ広域工業所有権機関での受理件数はそれぞれ1%に満たなかった。

### 出願上位国

2004年において、米国の出願人が最も多くのPCT出願を行い（35.2%）、日本（16.6%）、ドイツ（12.5%）、フランス（4.2%）及び英国（4.2%）が続いた。以下の図表は出願上位10ヶ国及びその百分率を示すものである（A=他の国）。



### 発展途上国からの出願

2004年には、以下のとおり7,268件の国際出願が発展途上国の上位10ヶ国から出願された（2003年は5,861件）：

国名 <sup>5</sup>	出願件数
KR 大韓民国	3,553
CN 中国	1,704
IN インド	667
SG シンガポール	423
ZA 南アフリカ	401
BR ブラジル	278
MX メキシコ	118
EG エジプト	53
MY マレーシア <sup>6</sup>	45
BB バルバドス	26

5. PCT 願書において最初に記載された出願人の居住国に基づく。

6. PCT 締約国ではないが、当該国（又は他の非 PCT 締約国）の国民及び／又は居住者は、PCT 締約国の国民及び／又は居住者とともに PCT 出願を行うことができる。

## 上位出願人

暫定データ<sup>7</sup>による 2004 年の上位 20 位までの PCT 出願人は以下のとおり：

順位	出願人	居住国
1	Koninklijke Philips Electronics N.V.	NL
2	Matsushita Electric Industrial Co., Ltd (松下電器産業 (株))	JP
3	Siemens Aktiengesellschaft	DE
4	Nokia Corporation	FI
5	Robert Bosch GmbH	DE
6	Intel Corporation	US
7	BASF Aktiengesellschaft	DE
8	3M Innovative Properties Company	US
9	Motorola, Inc.	US
10	Sony Corporation (ソニー (株))	JP
11	Mitsubishi Denki Kabushiki Kaisha (三菱電機 (株))	JP
12	Telefonaktiebolaget L.M. Ericsson	SE
13	DaimlerChrysler AG	DE
14	Bayer AG	DE
15	Honeywell International Inc.	US
16	The Procter & Gamble Company	US
17	International Business Machines Corporation	US
18	Thomson Licensing S.A.	FR
19	E.I. Du Pont de Nemours and Company	US
20	Samsung Electronics Co., Ltd.	KR

## 受理官庁としての国際事務局

2004 年において、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) の利用は引続き増加した。RO/IB では 67 ケ国から 7,048 件の国際出願を受理したが、これは 2003 年に比べて 8.6% の増加であった。これら 7,048 件の出願のうち 36.5% が PCT-SAFE ソフトウェアを利用した電子形式での出願であった他、11.5% が他の受理官庁における最初の出願日を確保しつつ受理官庁としての国際事務局に転送されたものであり、安全措置の恩恵を受けたものであった (そのような措置は、例えば管轄外の受理官庁に出願された場合や他の官庁によっては認められない言語で出願された場合に適用される)。

RO/IB で受理した国際出願の上位 10 ケ国をその百分率とともに以下の表に示す：

7. 最終的なランキングは、出願人毎の総計とともに PCT ニュースレターにおいて本年後半に公表される (<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.jsp>)。



2004年においてRO/IBで受理した上位10ヶ国の国際出願件数  
及びその全体に占める百分率

国名 <sup>8</sup>	出願件数	RO/IBで受理した全出願に占める%
NL オランダ	2,440	34.6
US 米国	712	10.1
FI フィンランド	495	7.0
IT イタリア	490	7.0
DE ドイツ	443	6.3
CH スイス	339	4.8
FR フランス	300	4.3
ZA 南アフリカ	263	3.7
IN インド	251	3.6
CA カナダ	172	2.4
その他の国	1,143	16.2
合計	7,048	100.0

### 電子出願

2004年2月12日、受理官庁としての国際事務局（全てのPCT締約国の出願人からの国際出願を受理する）は、必要な要件を満たした電子形式での国際出願を受理及び処理する準備が完了した旨を公表し、全ての出願人に対して電子出願が利用可能になった。同時に電子出願をサポートするためのPCT-SAFE受理官庁コンポーネントが配備され、PCT-SAFEシステムの配備が完了した（PCT-SAFEに関するさらなる情報は後掲を参照）。

2004年には、次の受理官庁においても国際出願を電子出願することができるようになった：日本特許庁、韓国知的所有権庁、特許登録国内委員会（フィンランド）、スペイン特許商標庁及びイギリス特許庁。この年、以下のとおり17,414件の国際出願が電子出願された：

2004年における電子出願による国際出願件数

受理官庁	電子出願が可能になった日	出願件数
JP 日本特許庁	2004年4月28日	7,993
EP 欧州特許庁	2002年11月1日	3,745
IB 受理官庁としての国際事務局	2004年2月12日	2,572
KR 韓国知的所有権庁	2004年1月1日	1,995
FR 国立工業所有権機関（フランス）	2003年4月29日	772
FI 特許登録国内委員会（フィンランド）	2004年1月1日	194
ES スペイン特許商標庁	2004年1月15日	96
GB イギリス特許庁	2004年8月9日	47
合計		17,414

8. PCT願書において最初に記載された出願人の居住国に基づく。

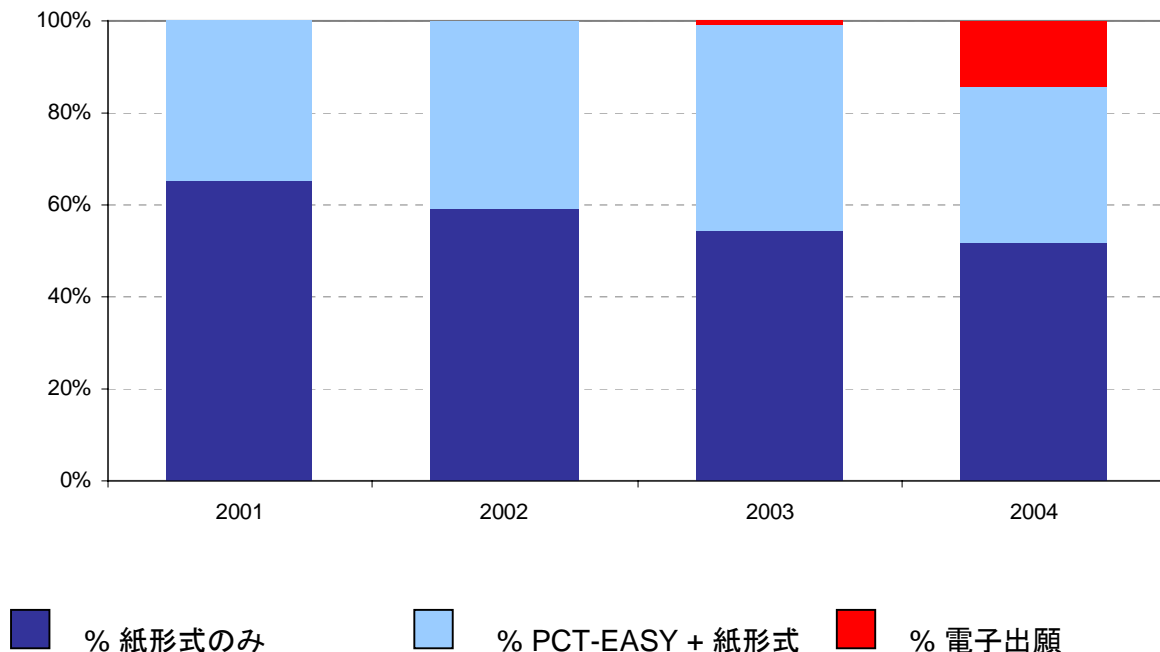
## PCT-EASY/PCT-SAFE

2004年1月1日、PCT-SAFE (Secure Applications Filed Electronically) ソフトウェアが利用できるようになり、出願人はPCT出願の全て(願書はもとより、明細書、請求の範囲及び要約)を作成し電子出願することができるようになった(従前はパイロットテスト段階において限られたPCT出願人のみが利用することができた)。同時に、PCT-EASY (PCT Electronic Application System) の別体ソフトウェアとしての提供は終了し、PCT-EASY機能はPCT-SAFEソフトウェアに統合された。さらなる情報は、PCTニューズレター No. 02/2004 第2頁を参照されたい:

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct\\_news\\_2004\\_2.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_2.pdf)

2004年末までに72の受理官庁がPCT-SAFEソフトウェアのPCT-EASY機能を利用して作成した願書を含む国際出願をPCT-EASYのディスクととも受理する準備が整った。出願人はPCT-EASY機能を利用することによってPCT出願の願書を電子的に作成することができるというメリットを引続き得ることができるにもかかわらず、その利用は2003年と比べて減少した(2004年における121,264件の国際出願のうち、41,358件(34.1%)がPCT-EASYの願書を含むものであった(2003年は44.6%))。この減少は、今やより多くの出願人がPCT出願の全ての部分を電子形式で出願するようになったという事実により説明される(2004年における出願のうち約14.4%に対して2003年では1.0%)。以下の表は、紙形式の出願、PCT-EASY機能を利用して作成した願書様式を格納したディスクをととも紙形式の出願、及び、全てを電子化した出願、の2001年以降における割合の変化を示す。

紙形式のみ、PCT-EASY願書を含む紙形式、及び電子出願による国際出願  
2001年以降



電子形式による国際出願についての情報は、PCT-SAFEのウェブサイトで見ることが出来る:

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

## 国際調査及び予備審査

2004年7月26日、カナダ知的所有権庁が国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として行動を開始した；その結果、2004年末において11の官庁がISA及びIPEA<sup>9</sup>として行動している。

### 国際調査

2004年に各ISAが国際調査手続を行うことになった国際出願の件数は以下のとおりである。

国際調査機関	出願件数	全国際出願に占める%
EP 欧州特許庁	62,588	51.6
US 米国	26,246	21.6
JP 日本	18,691	15.4
SE スウェーデン	3,398	2.8
KR 大韓民国	3,203	2.6
AU オーストラリア	2,503	2.1
CN 中国	1,647	1.4
CA カナダ	827 <sup>10</sup>	0.7
AT オーストリア	802	0.7
ES スペイン	769	0.6
RU ロシア	568	0.5
合計	121,242	100.0

### 国際予備審査

2004年における国際予備審査の請求は、近年の減少傾向から予測されるとおり、2003年に比べて40%の減少となった。この傾向の理由は、2002年4月に施行された国内移行期限の変更によるところが大きく、国内移行期限を延長するために国際予備審査を請求する出願人が減少した。2004年に各IPEAが国際予備審査手続を行うことになった国際出願の件数は以下のとおりである。

9. 特許登録国内委員会（フィンランド）が2005年4月1日にISA及びIPEAとして行動を開始したため、ISA及びIPEAとして行動している官庁の数は現在12となった。

10. カナダ知的所有権庁は、2004年7月26日に当該日以降に出願された国際出願についてのみISA及びIPEAとして行動を開始した。

国際予備審査機関	予備審査請求件数	全予備審査請求件数 に占める%
EP 欧州特許庁	21,341	54.4
US 米国	8,951	22.8
JP 日本	4,187	10.7
SE スウェーデン	1,615	4.1
AU オーストラリア	1,248	3.2
KR 大韓民国	924	2.4
CN 中国	500	1.3
RU ロシア	156	0.4
AT オーストリア	144	0.4
ES スペイン	128	0.3
CA カナダ	0 <sup>11</sup>	0.0
合計	39,194	100.0

## 出願／公開の言語

2004 年において、国際出願は以下の言語で出願された：

出願言語 <sup>12</sup>	出願件数	全世界出願に占める%
英語	76,615	63.2
日本語	18,261	15.1
ドイツ語	14,578	12.0
フランス語	4,439	3.7
韓国語	2,095	1.7
中国語	1,428	1.2
スペイン語	841	0.7
スウェーデン語	642	0.5
イタリア語	632	0.5
ロシア語	538	0.4
オランダ語	501	0.4
フィンランド語	354	0.3
ノルウェー語	140	0.1
デンマーク語	126	0.1
トルコ語	22	<0.1
ハンガリー語	14	<0.1
スロヴェニア語	13	<0.1
クロアチア語	12	<0.1
チェコ語	7	<0.1
スロヴァキア語	4	<0.1
ポルトガル語	2	<0.1
合計	121,264	100.0

11. カナダ知的所有権庁は、2004 年 7 月 26 日に当該日以降に出願された国際出願についてのみ ISA 及び IPEA として行動を開始した。

12. PCT に基づく国際公開言語以外の言語により出願された国際出願は、国際公開言語への翻訳文で公開される（次の表を参照）。

2004 年において、112,558 件の国際出願が以下のとおり 7 つの国際公開言語の一つによって公開された：

公開言語	出願件数	全国際出願に占める%
英語	75,106	66.7
日本語	16,835	15.0
ドイツ語	13,999	12.4
フランス語	4,254	3.8
中国語	1,096	1.0
スペイン語	758	0.7
ロシア語	510	0.4
合計	112,558	100.0

## 技術分野

各国際出願は、発明の属する技術分野を定める国際特許分類（IPC）にしたがって分類される。以下の表は、2004 年に公開された PCT 出願に付与された上位 15 の分類を示し、それぞれの合計を 2003 年の合計と比較するものである。IPC に関するさらなる情報は、以下の WIPO ウェブサイトを参照されたい：

<http://www.wipo.int/classifications/ipc/en/>

### 2004 年に公開された PCT 出願に付与された上位 15 の国際特許分類に基づく分類

Description	IPC サブクラス	2003	2004 (暫定) <sup>13</sup>	2004 (%) <sup>13</sup>	2004 (伸び率) <sup>13</sup>
医薬品、歯科用又は化粧用製剤	A61K	7,099	6,715	6.0%	-5.4%
コンピュータ、データ処理	G06F	7,053	6,152	5.5%	-12.8%
複素環式化合物	C07D	2,657	3,299	2.9%	24.2%
デジタル情報の伝送	H04L	3,011	3,254	2.9%	8.1%
半導体装置	H01L	2,971	3,199	2.8%	7.7%
化学的又は物理的性質の決定による材料の分析	G01N	2,922	2,856	2.5%	-2.3%
診断、手術	A61B	2,423	2,447	2.2%	1.0%
微生物又は酵素	C12N	2,523	2,138	1.9%	-15.3%
画像通信、例. テレビジョン	H04N	2,065	1,924	1.7%	-6.8%
非環式化合物又は炭素環式化合物	C07C	1,527	1,563	1.4%	2.3%
情報記録	G11B	1,228	1,528	1.4%	24.5%
血管への植込み可能なフィルター；補綴；整形外科用具	A61F	1,534	1,522	1.4%	-0.8%
伝送	H04B	1,573	1,522	1.4%	-3.3%
光学装置	G02B	1,609	1,497	1.3%	-7.0%
選択（スイッチ、リレー、セレクトア；電子スイッチ）	H04Q	1,431	1,438	1.3%	0.5%
その他		68,357	71,504	63.5%	4.6%
合計		109,983	112,558	100.0	

13. 相当数の国際出願が国際公開時に分類未付与であったことから、2004 年のそれぞれの区分の数字は暫定値である。

## 2004年に国際事務局で受理した記録原本件数<sup>14</sup>

2004年において、WIPO国際事務局は123,271件の記録原本を受理した。2000年から2004年までに国際事務局が受理した記録原本件数を2004年における各受理官庁の百分率とともに以下の表に示す。

2000年から2004年までに国際事務局が受理した記録原本件数

受理官庁	2000	2001	2002	2003	2004	% 2004
US 米国	37,968	39,734	44,275	38,740	43,562	35.3
JP 日本	9,349	11,777	13,515	16,694	19,887	16.1
EP 欧州特許庁	12,683	14,518	15,938	14,769	19,291	15.6
IB 国際事務局	1,977	2,676	5,912	6,308	7,127	5.8
GB 英国	5,029	5,666	5,564	5,451	5,538	4.5
FR フランス	3,199	4,046	3,935	3,761	3,725	3.0
KR 大韓民国	1,511	2,313	2,548	2,935	3,211	2.6
DE ドイツ	4,327	5,084	5,062	4,215	3,067	2.5
SE スウェーデン	2,722	3,102	2,463	2,091	2,021	1.6
CA カナダ	1,477	1,884	2,065	1,954	1,870	1.5
AU オーストラリア	1,609	1,736	1,753	1,715	1,802	1.5
CN 中国	554	1,643	1,088	1,136	1,499	1.2
IL イスラエル	869	1,141	1,111	1,116	1,199	1.0
FI フィンランド	1,114	1,173	1,089	1,031	982	0.8
DK デンマーク	722	850	884	904	939	0.8
NL オランダ	883	964	888	957	880	0.7
IT イタリア	533	628	864	754	786	0.6
CH スイス	685	751	732	857	754	0.6
ES スペイン	477	502	620	668	659	0.5
RU ロシア	580	520	596	509	575	0.5
AT オーストリア	332	415	355	379	457	0.4
SG シンガポール	213	258	304	308	422	0.3
NO ノールウェー	448	504	497	420	405	0.3
IN インド	117	263	233	388	390	0.3
NZ ニュー・ジーランド	261	277	298	291	342	0.3
BR ブラジル	139	182	195	209	250	0.2
BE ベルギー	151	216	200	226	203	0.2
IE アイルランド	155	176	174	156	180	0.2
ZA 南アフリカ	200	177	188	195	140	0.1
PL ポーランド	100	105	99	138	127	0.1
HU ハンガリー	138	127	145	139	122	0.1
MX メキシコ	58	94	116	115	96	<0.1
CZ チェッコ	91	77	71	76	95	<0.1
UA ウクライナ	44	46	57	69	85	<0.1
TR トルコ	67	68	76	96	66	0.1

[次頁に続く]

14. 記録原本は、PCT第12条に基づいて、PCT受理官庁（受理官庁としての国際事務局を含む）から国際事務局が受理した国際出願である。

2000年から2004年までに国際事務局が受理した記録原本件数 [続き]

受理官庁	2000	2001	2002	2003	2004	% 2004	
HR	クロアチア	49	53	62	70	62	0.1
GR	ギリシャ	43	48	69	63	56	0.1
EG	エジプト	0	0	0	11	54	<0.1
SI	スロヴァニア	30	39	31	49	42	<0.1
PT	ポルトガル	12	28	20	19	29	<0.1
YU	セルビア及びモンテネグロ	22	31	30	34	28	<0.1
BG	ブルガリア	29	21	30	44	26	<0.1
BY	ベラルーシ	7	16	5	16	25	<0.1
IS	アイスランド	13	23	20	36	20	<0.1
CU	キューバ	5	9	13	18	18	<0.1
SK	スロヴェニア	26	27	22	23	18	<0.1
RO	ルーマニア	26	28	13	22	14	<0.1
PH	フィリピン	0	3	25	11	13	<0.1
LV	ラトヴィア	4	9	8	9	11	<0.1
LT	リトアニア	1	2	7	5	9	<0.1
AZ	アゼルバイジャン	2	1	1	1	8	<0.1
CR	コスタ・リカ	7	4	6	4	8	<0.1
EE	エストニア	5	8	10	7	7	<0.1
CY	キプロス	4	3	2	4	6	<0.1
EC	エクアドル	0	0	3	5	6	<0.1
KZ	カザフスタン	5	6	14	9	6	<0.1
DZ	アルジェリア	3	4	3	4	4	<0.1
GE	グルジア	4	5	8	4	4	<0.1
KE	ケニア	0	0	0	0	4	<0.1
MA	モロッコ	0	0	6	5	4	<0.1
SY	シリア・アラブ共和国	0	0	0	0	4	<0.1
BA	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	4	4	7	6	3	<0.1
EA	ユーラシア特許庁	7	5	12	5	3	<0.1
MK	マケドニア旧ユーゴスラヴィ ア共和国	3	3	6	2	3	<0.1
OA	アフリカ知的所有権機関	0	0	0	2	3	<0.1
TN	チュニジア	0	0	1	1	3	<0.1
VN	ヴェトナム	1	0	2	6	3	<0.1
AM	アルメニア	5	15	4	3	2	<0.1
KP	朝鮮民主主義人民共和国	0	0	0	0	2	<0.1
MD	モルドヴァ共和国	2	0	1	2	2	<0.1
SD	スーダン	5	4	1	2	2	<0.1
TT	トリニダード・トバゴ	0	1	0	1	2	<0.1
AP	アフリカ広域工業所有権機関	1	1	3	0	1	<0.1
KG	キルギスタン	0	0	0	1	1	<0.1
MC	モナコ	1	0	0	2	1	<0.1
ID	インドネシア	4	4	6	1	0	<0.1
UZ	ウズベキスタン	2	0	2	0	0	<0.1
合計		91,114	104,098	114,363	110,277	123,271	100.0

## 世界中で開催された PCT セミナー及びプレゼンテーション

国際事務局の職員により、PCT の利用及び利点について、あるいは PCT への加盟促進のために約 140 回のセミナーとプレゼンテーションが約 9,650 人の PCT 利用者又は将来的な利用者に対して次の言語で行われた：アラビア語、英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、及びスペイン語。それらのセミナー及びプレゼンテーションは以下の国で行われた。

アルバニア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、インド、インドネシア、日本、マルタ、モーリシャス、オランダ、ニジェール、ノールウェー、大韓民国、ロシア、セネガル、セルビア及びモンテネグロ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、及び米国。

これらのセミナー及びプレゼンテーションには、例えば PCT-SAFE ソフトウェアの利用に関する電子出願に特化した 17 のプレゼンテーションを含み、約 510 人が参加した。

2004 年には、WIPO の PCT 事務局（OPCT）に新たにビデオ会議設備が導入され、OPCT と出願人や PCT 官庁・機関の職員との簡便でフェイス・トゥー・フェイスの対話が可能になった。

## 2004 における PCT の主な進展

2004 年における PCT の主な進展については、*PCT ニュースレター* に詳細な情報が掲載されており、以下の PCT ウェブサイトにて入手できる：

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/year.jsp>

特に以下の事項を参照されたい：

- みなし全指定制度、拡張された国際調査及び予備審査制度、国際予備審査の請求期限、署名要件の緩和、及び PCT 手数料の変更など数多くの改正が導入された 2004 年 1 月 1 日施行の PCT 規則改正（Nos. 11/2003 and 12/2003）；
- セルビア及びモンテネグロが PCT 第 22 条(1)の不適合通知を取り下げたことにより、**全ての PCT 締約国**に対して優先日から 30 ヶ月の国内移行期限が適用可能に；不適合通知を未だ取り下げしていない残り 6 つの指定官庁は、広域指定によりカバーされるため、その場合の PCT 第 22 条(3)に基づく広域段階移行期限は 31 ヶ月（No. 08/2004）；
- 新たな PCT 規則 90.4(d)及び 90.5(c)の施行により、受理官庁、ISA、IPEA、及び IB は、別個の委任状及び／又は包括委任状の提出要件を放棄することが可能になり、WIPO では多数の委任状提出要件放棄の通告を受理；特に Nos. 01/2004 及び 12/2004 参照。当該放棄を行った官庁／機関、及び、委任状の提出を求められる特別な場合についての情報を掲載した一覧表は以下から入手できる：

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/p\\_a\\_waivers.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/p_a_waivers.pdf)

- 国際出願の電子出願及び処理の進展（Nos. 02/2004（国際事務局及び一般情報）、05/2004（日本）及び 08/2004（英国））；
- 2004 年 2 月、公開された PCT 出願に関するデータを含む PCT 電子ガゼットが改善され利用可能に（No. 03/2004）；



- 新たに国際事務局の E-Pdoc アプリケーションが利用可能になり、電子形式で提出された優先権書類の受理、処理、及び送達が可能に (No. 12/2004) ;
- 新たに PCT に関する月例統計指標報告が PCT ウェブサイトから簡便に入手可能に (<http://www.wipo.int/pct/en/statistics/index.htm>) (No. 08/2004) ;
- 2004 年 12 月、著名な発明及び発明者の PCT ギャラリーを開設 (<http://www.wipo.int/pct/en/inventions/>) (No. 01/2005) ;
- 第 6 回 PCT リフォーム・ワーキンググループ会合 (No. 06/2004) ;
- 第 10 回 PCT に基づく国際機関会合 (No. 10/2004) ;
- 第 33 回 PCT 同盟総会 (2005 年 4 月 1 日に施行された PCT 規則改正を含む) (No. 10/2004) 。